

発熱、風邪症状の経過についての判断

A 発熱や風邪症状による登校中止の解除の3要件

1. 2日間連続して解熱している（平熱である）
2. 発熱以外の他の症状（風邪症状、嗅覚異常など）がない
3. 自己評価で体調がほぼ平常状態まで回復している（なし、少し、かなり、**ほぼ回復**、**完全回復**）

1, 2, 3を満たした翌日から登校可とする

⇒その旨（名前、学籍番号などを含む）、保健センターに連絡する

注釈

- * 「2日間連続して解熱」：解熱期間はインフルエンザの3日間より1日短縮した解熱条件。
- ** 「他の症状」：他の急性症状をいう。持病などによる症状は含まない
- ** 「平常状態」：持病、慢性症状を含んだその本人の日常レベルを平常状態という。
- *** 「ほぼ平常状態」：急性症状としてはほぼ完全回復していることをいう。慢性副鼻腔炎などの併発病状がある場合は、その回復までは求めない（回復には週単位の長期間を要するため）。

B 症状から新型コロナウイルス感染症を疑うとき

1. 4日以上発熱が持続するとき
2. 階段の昇りや運動などで息苦しさが出現するとき
3. 嗅覚障害（味覚障害）が出現するとき
4. 濃厚接触者であることが判明したとき

上記の場合は、

⇒所定の相談窓口へ連絡するよう指導する。

救急安心センター札幌（札幌市在住の方） 011-272-7119（#7119） 24時間

札幌市以外は各自治体のホームページ参照

札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口 011-632-4567（9:00～21:00）

⇒保健センター長に連絡する。

C A, B以外の場合、自宅での療養をアドバイスする（保健センター長からのメッセージの内容を参考にする）。